

議 第 19 号

令和4年3月24日提出

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部改正について

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則（令和2年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「教育委員会」を「、教育委員会」に改める。

別表第1に次のように加える。

児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員
児童育成クラブ支援会計年度任用職員
児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員
児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(提出理由)

児童育成クラブに勤務する会計年度任用職員を熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）第19条に規定する職務の特殊性その他特別の事由を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員として定める等のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則（令和2年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行				
<p>○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則〔教職員課〕</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 教委規則第8号</p> <p>（教育委員会が給与を定める会計年度任用職員及びその給与）</p> <p>第2条 条例第19条の特に必要と認める会計年度任用職員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職員の給与については、条例第2条、第6条、第7条、第9条から第18条まで、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>3 別表第2に掲げる職員の給与については、条例第2条（期末手当を除く。）、第6条、第9条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>4 前2項の場合において、条例第15条第1号中「第8条第1項の規定により算定して得た額」とあり、同条第2号中「第8条第2項の規定により算定して得た額」とあり、及び同条第3号中「第8条第3項の規定により算定して得た額」とあるのは、「<u>教育委員会</u>が定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 別表第1又は別表第2に掲げる職員の給料又は報酬の額は、教育委員会が定める。</p> <p>6 前項の職員が公務のため旅行するときに支給する旅費は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）別表第1に規定する区分（3号区分に限る。）の適用を受ける常勤職員の例による。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="164 1951 796 2045"> <tr><td>区分</td></tr> <tr><td>学力向上支援員</td></tr> </table>	区分	学力向上支援員	<p>○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則〔教職員課〕</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 教委規則第8号</p> <p>（教育委員会が給与を定める会計年度任用職員及びその給与）</p> <p>第2条 条例第19条の特に必要と認める会計年度任用職員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職員の給与については、条例第2条、第6条、第7条、第9条から第18条まで、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>3 別表第2に掲げる職員の給与については、条例第2条（期末手当を除く。）、第6条、第9条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条の規定を適用する。</p> <p>4 前2項の場合において、条例第15条第1号中「第8条第1項の規定により算定して得た額」とあり、同条第2号中「第8条第2項の規定により算定して得た額」とあり、及び同条第3号中「第8条第3項の規定により算定して得た額」とあるのは、「<u>教育委員会</u>が定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 別表第1又は別表第2に掲げる職員の給料又は報酬の額は、教育委員会が定める。</p> <p>6 前項の職員が公務のため旅行するときに支給する旅費は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）別表第1に規定する区分（3号区分に限る。）の適用を受ける常勤職員の例による。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 1951 1406 2045"> <tr><td>区分</td></tr> <tr><td>学力向上支援員</td></tr> </table>	区分	学力向上支援員
区分					
学力向上支援員					
区分					
学力向上支援員					

非常勤講師	非常勤講師
スクールカウンセラー	スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー	スクールソーシャルワーカー
心のサポート相談員	心のサポート相談員
熊本市立中学校部活動指導員	熊本市立中学校部活動指導員
授業力向上教科等支援会計年度任用職員	授業力向上教科等支援会計年度任用職員
児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員	【追加】
児童育成クラブ支援会計年度任用職員	【追加】
児童育成クラブ補助支援会計年度任用職員	【追加】
児童育成クラブ特別加配専門支援会計年度任用職員	【追加】
別表第2（第2条関係） 【略】	別表第2（第2条関係） 【略】

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和4年2月1日から適用する。

「熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく教育委員会が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則」の概要について

<改正点>

- (1) 別表1に、児童育成クラブに勤務する会計年度任用職員である児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員等を追加。

児童育成クラブ支援員の報酬月額3%の処遇改善を2月分から実施予定

- ・国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、看護職、介護職、保育士等の処遇改善が図られることとなり、本市の運営する児童育成クラブの支援員についても実施予定。
- ・現在適用している給料表の月額の変更が必要。

※改善月額 月給の支援員 月3,500円程度（平均報酬月額117,800円×3%）

児童育成クラブの支援員の給与を各任命権者（教育委員会）で規定することが必要

- ・これまで、「熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例」に規定の給料表を適用。
- ・同給料表を変更する場合は、同じ給料表の適用を受ける他の職種（保育士、技能労務士等）が影響を受けるため、各任命権者（教育委員会）で児童育成クラブ支援員の給与を定める必要がある。
- ・「熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事由を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員については、各任命権者が給与を定めることができると、同条例第19条に規定がある。
- ・この教育委員会規則の別表に、「条例第19条の特に必要と認める会計年度任用職員」として、児童育成クラブ支援員を規定し、教育委員会が給与を定める対象者とする。
- ・なお、給料（報酬）の額はそれぞれの会計年度任用職員設置要綱にて規定しているため、別途、「児童育成クラブ主任支援会計年度任用職員設置要綱」「児童育成クラブ支援会計年度任用職員等設置要綱」を改正予定。

- (2) 字句の修正

適切な字句に修正するもの

- (3) 実施時期

公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用